

平成 26 年 12 月 25 日

「みんなで支える子育て安心県」構築への決意

長野県知事 阿部 守一
長野県市長会会長 菅谷 昭
長野県町村会会長 藤原 忠彦

子どもは未来を担う社会の宝です。しかし、核家族化や都市化の進行により、子育てが家族だけの問題となりがちの中で、子どもを産み育てることの負担や子どもが健やかに育つことへの不安が増大し、生まれてくる子どもの数は減り続けています。

子どもの数が減っている背景には、従来の結婚観や家族観の変化に加えて、理想とする数の子どもを持ちたくとも持てない現実があります。

アンケート結果等からは、子育てに関する経済的負担の大きさや、子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに関する相談先の少なさなど、社会全体で解決すべき課題が浮かび上がってきます。

子どもを持ち、子どもを育てることに喜びや励みを感じることができる社会。生まれてきた全ての子どもたちが健やかに生まれ育っていく社会。こうした社会こそ、「しあわせ信州」がめざす姿です。

私たち長野県と 77 の県内市町村は、子どもの数が大きく減少している現状について、県民の皆様お一人お一人のしあわせの実現はもとより、社会全体にとっても大きな問題であるとの共通認識に立ち、子育て支援のあり方について検討を重ねてまいりました。その結果、来年度から、行政が一丸となって、子育て支援の新たな、そして大きな一歩を踏み出すことといたしました。

私たち行政は、子育てを社会全体の問題としてしっかりと受け止め、「みんなで支える子育て安心県」を構築するため、全力を尽くす決意です。

県民の皆様には、子育てや子どもの育ちを、地域、学校、職場等社会全体で支えていただきますよう、そしてたとえ小さなことでもできることから行動に移していただきますようお願いいたします。

すべての子どもと子育て家庭を「みんなの力」で応援することによって、誰もが安心して子どもを産み育て、子育ての楽しさを実感し、その喜びを皆で分かち合える長野県を創っていきましょう。

「長野県子育て支援戦略」のポイント

[平成 27～29 年度]

長野県
平成 26 年 12 月 25 日

I 子育てに伴う経済的負担の軽減

市町村と協調し、子育てに伴う経済的負担を軽減します。特に経済的な負担が大きい多子世帯（3人以上の子どもがいる世帯）への支援（☆印のもの）を強化します。

1 保育料に係る負担の軽減（☆）

市町村が行う第3子以降の保育所・幼稚園の保育料の負担軽減を新たに支援します。これにより、保育所の第3子以降の保育料については、兄弟の同時入所要件なく「保育料無料階層の拡大」「平均的な所得階層での国基準比1/2以下」を実現します。（参考：世帯収入550万円の5人家族での国基準年間保育料：49.8万円）

※ この施策の効果を5年後を目途に検証します。

2 子どもに係る福祉医療制度の充実

- ① 乳幼児等医療費助成制度のうち、比較的費用負担が大きい入院に関して、その対象者を従来の「小学校3年生まで」から「中学校卒業まで」に拡大します。
- ② 障がい者医療費助成制度について、年度末年齢が18歳以下の子どもについては、世帯の所得制限を撤廃します。
- ③ 福祉医療費資金貸付制度については、低所得世帯の方がより利用しやすい仕組みとなるよう市町村に働きかけます。

3 その他の負担軽減策

- ① 県営住宅に新たに多子世帯向けの優先枠を創設し、住まいの確保を支援します。（☆）
- ② 「ながの子育て家庭優待パスポート」の対象（現在3,424）を5,000店舗へ増加し、あわせて多子世帯向け優遇サービスを創設（☆）します。

II 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立を支援するため、子どもたちの居場所整備や企業の取組促進、女性の就業支援の充実などを進めます。

1 いざという時の子どもの居場所の充実

- ① どうしても仕事を優先しなければならない場合の子どもの急病に備えて、病児・病後児保育を県内すべての広域圏で受けられるようにするとともに、より身近な場所で子どもを預けられるよう市町村を支援します。
- ② 急用、残業等で必要な時に子どもを預けられるよう、ファミリー・サポート・センター事業やNPO等が行う子育て支援事業を全県に広げます。
- ③ 放課後や休校日等に保護者が家にいない子どもなど、希望する子どもが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営・整備を支援します。

2 企業等と連携した子育てと仕事の両立支援

- ① 「社員の子育て応援宣言！」の登録企業数（現在 623 社）1,500 社をめざします。
- ② 社員の子育て支援に取り組む一定の基準（短時間正社員制度、時間単位の有給休暇制度、ノー残業デーの実践など）をクリアする企業を認証し、子育てと仕事の両立を企業と一緒に推進します。
- ③ 「長野県の契約に関する条例」に基づく入札参加資格の優遇制度により、社員の子育てを応援する企業の取組みを支援します。

3 女性の再就職支援

- ① 子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、就職に必要な情報を提供しつつ、就職の不安を解消する託児付きインターンシップや、身近な地域での就職支援セミナー等を実施し、希望する就職を支援します。
- ② ハローワークと連携した就業相談から職業紹介までの一体的な取組みを広め、きめ細かな就業支援を行います。

Ⅲ 子育ての孤立化防止

母親が安心して妊娠・出産でき、子育ての不安や悩みをひとりで抱え込まないようにするため、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない相談・支援体制を樹立します。

- ① 「長野県総合母子保健センター」（仮称）を設置し、市町村と協調して、妊娠から子育てまでのきめ細かな相談・支援体制を構築します。
- ② 特に産後 1 か月以内に全てのご家庭を保健師等が訪問できるよう、統一した保健指導マニュアルの作成やそれに基づく技術研修の実施、保健師等のネットワーク化の推進などにより市町村の技術向上を支援します。これにより、母子の心身の健康状態や子育てに対する不安を確認し、早期の支援につなげます。

Ⅳ 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援

いじめ、体罰等の人権侵害や、貧困、障がいなど、様々な困難を抱える子どもや家庭に対する支援を強化します。

- ① 悩みを抱える子どもや保護者等を支援する、「子ども支援センター」（仮称）を設置し、相談・救済の仕組みを確立します。
- ② 障がい者医療費助成制度について、年度末年齢が 18 歳以下の子どもについては、世帯の所得制限を撤廃します。（再掲）
- ③ 福祉医療費資金貸付制度については、低所得世帯の方がより利用しやすい仕組みとなるよう市町村に働きかけます。（再掲）
- ④ 困難を有する子ども・若者の自立支援を行っている民間団体・私立学校等への支援を充実します。

V その他

I から IV のほか、様々な視点で子育て支援を充実します。

- ① 高校生等に対する、妊娠・出産を含めた人生設計について考えるライフデザインセミナーを充実します。
- ② 子どもを持ちたいという夫婦の願いを叶えるために、不妊・不育症治療への支援を強化します。
- ③ 「地域発 元気づくり支援金」の重点テーマに「子育て支援」を追加し、自主的・主体的な取組を支援します。

長野県子育て支援戦略

目 標

「みんなで支える子育て安心県」の構築

子どもは未来を担う社会の宝です。しかし、核家族化や都市化の進行により、子育てが家族だけの問題となりがちな中で、子どもを産み育てることの負担や子どもが健やかに育つことへの不安が増大し、生まれてくる子どもの数は減り続けています。

子どもの数が減っている背景には、従来の結婚観や家族観の変化に加えて、理想とする数の子どもを持ちたくとも持てない現実があります。

アンケート結果等からは、子育てに関する経済的負担の大きさや、子育てと仕事の両立の難しさ、子育てに関する相談先の少なさなど、社会全体で解決すべき課題が浮かび上がってきます。

子どもを持ち、子どもを育てることに喜びや励みを感じることができる社会。生まれてきた全ての子どもたちが健やかに生まれ育っていく社会。こうした社会こそ、「しあわせ信州」がめざす姿です。

この戦略は、県が市町村との協働により、子育て支援策を強化し、「みんなで支える子育て安心県」を構築するために策定しました。

戦略の性格

本戦略は、平成 27 年度から 29 年度の間、県が取り組む子育て支援の方向性を取りまとめたものであり、今後、市町村と協働して平成 27 年度からの施策化につなげていきます。

また、本戦略を反映し、県として取り組む具体的施策を取りまとめ、平成 26 年度中に「ながの子ども・子育て応援計画」を策定します。

I 子育てに伴う経済的負担の軽減

施策の目的

子育てにおいて負担感が大きい、保育料と医療費に対する負担を軽減するほか、居住環境の向上をはじめ多子世帯向けのサービスを充実することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境を整えます。

現状と課題

- ・子育てや教育にお金がかかることから、理想の数の子どもを持っていない家庭が多い状況です。
- ・希望する子育て支援サービスとして、子育てに係る経済的負担の軽減を望む声が多く聞かれます。
- ・保育料や子どもの医療費について、多くの市町村で独自の軽減策が行なわれています。

※ 保育料と医療費の負担軽減策の状況

[保育料]

- 〈国の制度〉
- 保育所：子どもが同時入所の場合、第2子半額、第3子以降無料
 - 幼稚園：上の子が小3までを兄弟数に数え、第2子半額、第3子以降無料
- ・県内31市町村では、保育所保育料の同時入所要件をなくす等、独自の負担軽減を実施

[医療費]

- ・市町村の子ども医療費助成は、75市町村で入通院ともに中卒まで対象
そのうち、41町村は入通院ともに高卒まで対象（H26.8月現在）
- ・県は、入院：小3まで、通院：小学校就学前までの経費の2分の1を市町村に補助

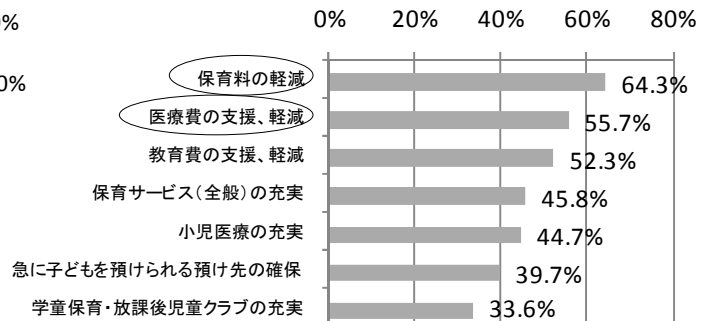
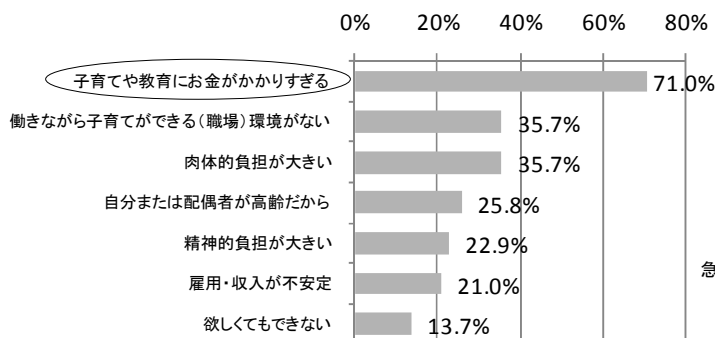
<課題>

【子育て世帯（特に多子世帯）の経済的負担の軽減】

- ・子育てにおいて負担感が大きい経費を軽減する必要があります。
- ・特に希望の数の子どもが持てるよう、多子世帯の負担軽減を図る必要があります。

理想の数の子どもを持っていない理由

今後充実を希望する子育て支援サービス



「子育て支援意向アンケート」(H26.8) 長野県

- ・理想の数の子どもを持っていない理由では、経済的負担が最大の要因となっている。
- ・今後充実を希望する支援サービスでは、保育料と医療費の軽減が上位となっている。

施策の方向性

市町村と協調し、子育てに伴う経済的負担を軽減します。特に経済的な負担が大きい多子世帯（3人以上の子どもがいる世帯）への支援を強化します。

多子世帯支援の充実

【保育料に係る負担の軽減】

- ・市町村が行う第3子以降の保育所・幼稚園の保育料の負担軽減を新たに支援します。これにより、保育所の第3子以降の保育料については、兄弟の同時入所要件なく「保育料無料階層の拡大」「平均的な所得階層での国基準比1/2以下」を実現します。
(参考：世帯収入550万円の5人家族での国基準年間保育料：49.8万円)

【その他の負担軽減策】

- ・多子世帯の居住環境を向上させるため、県営住宅に多子世帯向けの優先枠を創設します。
- ・買い物などの際にカードを提示すれば、割引など各種サービスを受けられる「ながの子育て家庭優待パスポート」の対象（現在3,424）を5,000店舗へ増加し、あわせて多子世帯向け優遇サービスを創設します。
 { 例：買い物の際の付与ポイントの拡大
 飲食店でのソフトドリンク・お菓子などの無料サービス
 スポーツ・レジャー施設での割引拡大

など

医療費支援の拡大

【子どもに係る福祉医療制度の充実】

- ・乳幼児等医療費助成制度のうち、比較的費用負担が大きい入院に関して、その対象者を従来の「小学校3年生まで」から「中学校卒業まで」に拡大します。
- ・障がい者医療費助成制度について、年度末年齢が18歳以下の子どもについては、世帯の所得制限を撤廃します。
- ・福祉医療費資金貸付制度については、低所得世帯の方がより利用しやすい仕組みとなるよう市町村に働きかけます。

Ⅱ 子育てと仕事の両立支援

施策の目的

子育て中の皆さんの保育に対する要望を把握し、きめ細かく応えられる体制を整備します。
また、県は事業主として、職員が子育てしやすい職場づくりを進めます。企業においても短時間勤務制度など多様な働き方が導入され、子育てしながら働ける環境が整備されるよう、企業の取り組みを支援します。

現状と課題

- ・ 保育を希望する者の要望は多様化しており、地域によっても異なります。
- ・ ワークライフバランスに取り組む重要性について、社会全体の理解は十分とはいえません。
- ・ 働く女性の約6割が出産を機に退職しています。

<課題>

【いざという時の子どもの居場所の充実】

- ・ 地域によって異なる、保育サービスに関して求められる多様な要望を的確に把握し、必要な体制を整える必要があります。

【子育て支援に関わる人材・サービス事業者の確保・育成】

- ・ 育休明け等により、年度途中の保育所入所希望も多いことから、時期を問わず受入ができるよう保育士を確保する必要があります。
- ・ きめ細かに子育てを支援するためには、地域の住民やNPO等との協働を図りながら、地域で子育てができる体制を整える必要があります。

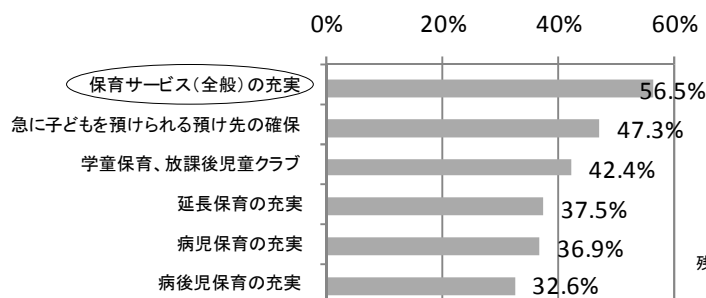
【企業等と連携した子育てと仕事の両立支援】

- ・ 子育てをしながら働き続けるためには、多様な働き方ができる企業を増やしていく必要があります。

【女性の再就職支援】

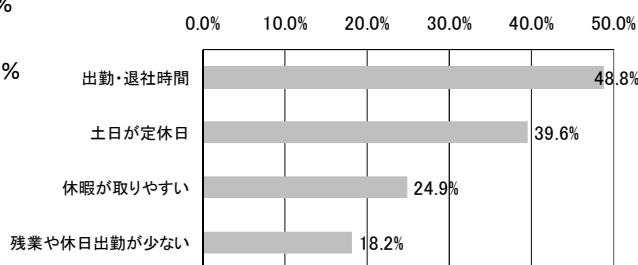
- ・ 一旦離職しても子育てをしながら働きたい女性の再就職を実現するためには、総合的な就業支援をきめ細かく実施する必要があります。

仕事と子育ての両立で行政に期待すること



「子育て支援意向アンケート」(H26.8) 長野県

就労で優先したいこと



子育て中の母親就労意識アンケート(H24) 長野県

施策の方向性

子育てと仕事の両立を支援するため、子どもたちの居場所整備や企業の取組促進、女性の就業支援の充実などを進めます。

【いざという時の子どもの居場所の充実】

- ・住民が必要とする時に必要な保育サービスを提供するため、市町村の施設整備や広域連携等を支援します。

- ①どうしても仕事を優先しなければならない場合の子どもの急病に備えて、病児・病後児保育を県内すべての広域圏で受けられるようにするとともに、より身近な場所で子どもを預けられるよう市町村を支援します。
- ②急用、残業等で必要な時に子どもを預けられるよう、ファミリー・サポート・センター事業やNPO等が行う子育て支援事業を全県に広がります。
- ③放課後や休校日等に保護者が家にいない子どもなど、希望する子どもが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室の運営・整備を支援します。

【子育て支援に関わる人材・サービス事業者の確保・育成】

- ・保育人材確保のため県内保育士養成校新卒者が県内で就職できるように、新卒者向け就職説明等、県内就職に向けた支援を充実します。
- ・年度途中等、時期に関わらず必要な時に人材の確保を可能にするため、保育士人材に関する情報を集約し、その情報を市町村等が共有する制度を整備します。
- ・地域における子育て支援の取組を広げるため、子育て支援に取り組んでいる方々の課題や意見もお聞きし、NPO等に対する支援の充実をめざします。

【企業等と連携した子育てと仕事の両立支援】

- ・県では、「男性職員の子育て計画書」の活用等により、育児休業や特別休暇の取得を促進するとともに、テレワークの導入を検討するなど多様な働き方の選択肢の拡大に努めます。
- ・子育てと仕事の両立が当たり前に行える社会を目指し、企業への積極的な働きかけを行うとともに、従業員の子育てを応援するモデルとなる企業の認証や、そういった取組を行う企業を「長野県の契約に関する条例」に基づく入札参加資格の優遇により応援し、従業員の働く環境を整えます。

《「社員の子育て応援宣言！」の登録》

登録企業 1,500 社をめざします。

《企業認証での推奨ポイント例》

①「短時間正社員制度」の導入と実践

離職せず正社員の身分のまま子育てがしたい人を応援します。

②「時間単位の有給休暇制度」の導入と実践

子どもの病気でも気兼ねなく休めるよう子育てをしながら働く女性を応援します。

③「ノー残業デー」の設定と実践

男性も女性もともに子育てに取り組めるよう応援します。

【女性の再就職支援】

- ・子育てで一旦離職した後再就職を希望する女性を支援するため、専用サイトにより必要な情報を提供しつつ、ブランクによる就職の不安を解消する託児付きインターンシップや身近な地域で参加できる就職セミナー等を実施し、希望する就職を支援します。
- ・就職活動の仕方や実践的な面接対策などの就業支援から職業紹介までを一体的に支援するため、ハローワークとの連携を広めきめ細かな就業支援を行います。

Ⅲ 子育ての孤立化の防止

施策の目的

出産直後の母子に対する訪問・相談・関係機関との連携強化等により、子育てに関する不安を解消するとともに、支援が必要な家庭の早期発見及び児童福祉分野と連携した的確な支援により、子育てに係る孤立感の軽減に努めます。

現状と課題

- ・ 出産年齢の高年齢化等、妊娠・出産を取り巻く状況は多様化しています。
- ・ 少子化・核家族化から、特に初めて出産や子育てをする母親の負担増大が見受けられます。

< 課 題 >

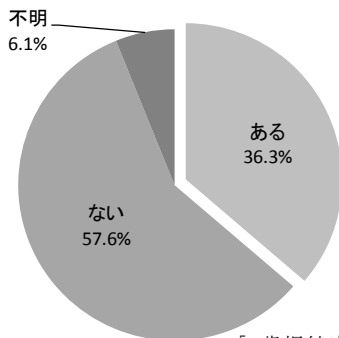
【母子保健サービスの充実】

- ・ 支援が必要な家庭、孤立した家庭の、早期発見、早期支援が必要です。
- ・ 病気や障がいの早期発見のための、スクリーニングを充実する必要があります。
- ・ 全ての市町村で、高い水準の母子保健サービスを提供する必要があります。

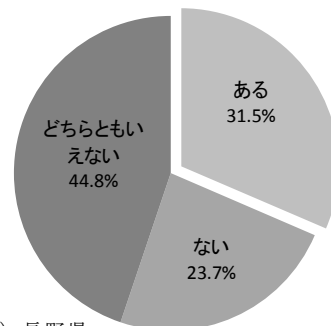
【産後ケアの充実】

- ・ 精神的不安を抱える母親等、産後の母子の状況を的確に掴んでいないことから、早期に状況を把握し、個別にきめ細かに支援する必要があります。

出産後涙もろい、何もする気にならない状態の有無



子育てに自信が持てないことがある母親の割合



「3歳児健康診査保護者アンケート」(H23) 長野県

施策の方向性

母親が安心して妊娠・出産でき、子育ての不安や悩みをひとりで抱え込まないようにするため、妊娠・出産から子育てまで切れ目ない相談・支援体制を樹立します。

【母子保健サービスの充実】

- ・ 全国でトップクラスの数の保健師が活躍する本県において、長野県の組織内に「総合母子保健センター」(仮称)を設置し、市町村が行う母子保健サービスの水準を向上し、子育て中の家庭が妊娠から子育てまで一貫してきめ細かに相談や支援が受けられる体制づくりを推進します。

【産後ケアの充実】

- ・ 産後1か月以内に全てのご家庭を保健師等が訪問できるよう、統一した保健指導マニュアルの作成やそれに基づく技術研修の実施、保健師等のネットワーク化の推進などにより市町村の技術向上を支援します。これにより、母子の心身の健康状態や子育てに対する不安を確認し、早期の支援につなげます
- ・ 産後ケアサービスを気軽に受けられる環境を整備するため、産後ケアに係るサービスを提供しているNPO等への支援を充実します。

Ⅳ 様々な困難を抱える子どもや家庭への支援

施策の目的

様々な困難を抱える子ども達が自らの力を信じ、自らの力で困難を乗り越えられるよう支援することにより、すべての子どもが夢と希望を持って成長し、豊かな人生を送ることができるようにします。

現状と課題

- ・約1割の子どもが、いじめ・虐待・体罰等の人権侵害を受け、しかも自分を責めて我慢する傾向があり、自己肯定感が低い状況です。
- ・子どもの貧困率が上昇し、世代を超えた貧困の連鎖が懸念されています。
- ・子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻化しています。

<課題>

【悩みを抱える子どもや保護者が相談できる場づくり】

- ・人権侵害に悩み苦しむ子どもや、子どもの育ちを支える者の、相談体制の充実を図る必要があります。

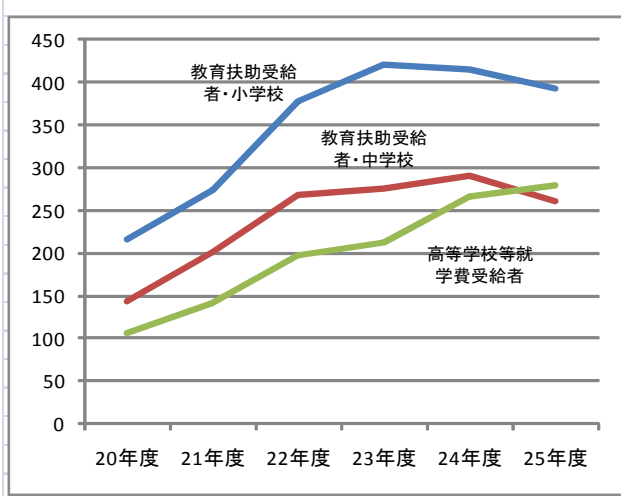
【誰もが夢と希望をもって挑戦できる社会づくり】

- ・世代を超えて貧困が連鎖することのないよう、低所得世帯の生活、就労に対する支援や、教育の機会均等を図る必要があります。

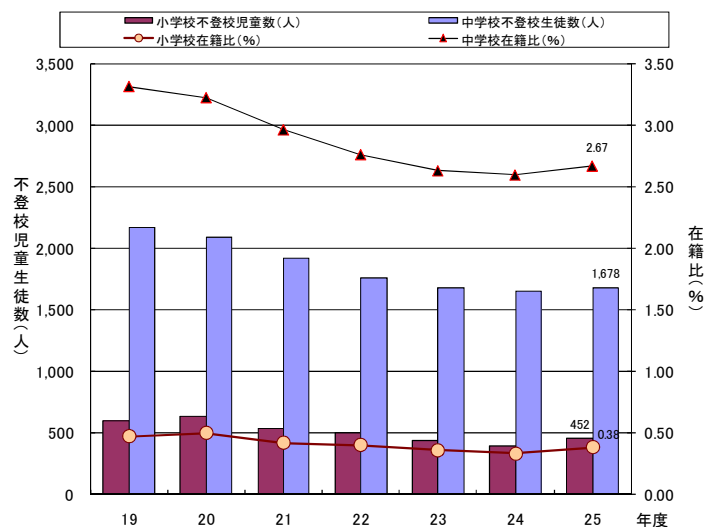
【様々な困難に対して総合的に支援できる体系づくり】

- ・不登校の子どもや、発達障がいなど困難を有する子ども・若者に対し、その状況に応じた支援を提供できるメニューを充実する必要があります。

生活保護(教育扶助等)受給者数(長野県)



不登校児童生徒数及び在籍比の推移(長野県)



施策の方向性

いじめ、体罰等の人権侵害や、貧困、障がいなど、様々な困難を抱える子どもや家庭に対する支援を強化します。

【悩みを抱える子どもや保護者が相談できる場づくり】

- ・悩みを抱える子どもや保護者等を支援する、「子ども支援センター」(仮称)を設置し、相談・救済の仕組みを確立します。

【誰もが夢と希望をもって挑戦できる社会づくり】

- ・貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯が多いひとり親家庭等に対する生活・就労支援策を拡充します。
- ・地域に開かれた学校づくりを進め、地域住民の協力のもと、学習が遅れがちな中学生を対象とした原則無料の学習サポートを実施します。

【様々な困難に対して総合的に支援できる体系づくり】

- ・困難を有する子ども・若者の自立支援を行っている民間団体・私立学校等への支援を充実します。
- ・障がい者医療費助成制度について、年度末年齢が18歳以下の子どもについては、世帯の所得制限を撤廃します。(再掲)
- ・福祉医療費資金貸付制度については、低所得世帯の方がより利用しやすい仕組みとなるよう市町村に働きかけます。(再掲)

V その他

施策の目的

子育てに関する、県及び市町村の取組を一元的に発信することにより、支援を必要としている方に的確に情報を届けられるようにするとともに、若い世代に対する子育てに関心を持てる教育の推進により、子育てについて主体的・積極的に考えられるようにします。

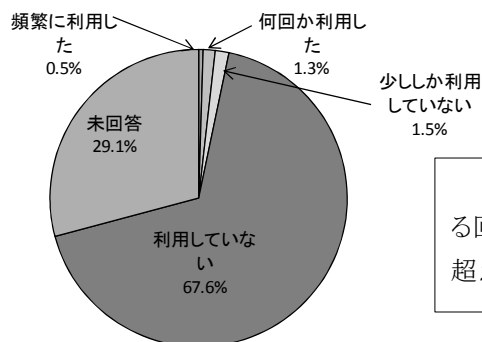
現状と課題

- ・県や市町村が実施している子育て支援策が、十分知られていないと思われます。
- ・少子化や核家族化が進む中で、高校生など若い世代では、日常生活の中で乳幼児と触れ合う機会が少なくなっています。

<課題>

- ・子育て支援に係る施策を、必要な方に必要な時に知っていただけるよう、的確に周知する必要があります。
- ・若いうちに子育てに対する理解を深め、家族を持つことのライフプランが描けるような教育を進める必要があります。

支援サービスの利用状況について(ファミリー・サポート・センター)



「ファミリー・サポート・センター」の利用状況に関する回答では、未回答と利用していない回答が 9 割を超え、制度が知られていない、ことが想定される。

「子育て支援意向アンケート」(H26.8) 長野県

施策の方向性

I からIVのほか、様々な視点で子育て支援を充実します。

- ・子育て中の方が必要な時に必要な情報を入手できるよう、県と市町村の子育てに関する情報を一元的に発信します。
- ・高校生など、若い世代が子どもを産み育てることに関心や希望を持てるようにするため、乳幼児とのふれあい等、子育てに関する理解が深まる教育を進めます。
- ・高校生等に対する、妊娠・出産を含めた人生設計について考えるライフデザインセミナーを充実します。
- ・子どもを持ちたいという夫婦の願いを叶えるために、不妊・不育症治療への支援を強化します。
- ・安心して子育てができる環境づくりが県内各地域で幅広く行われるよう、「地域発 元気づくり支援金」の重点テーマに「子育て支援」を追加し、自主的・主体的な取組を支援します。